

令和6年度 都留市文化財審議会
(第1回会議)
資料5

「埋蔵文化財発掘調査における市の基準及び
発掘調査について」

- 文化財保護法に基づき土木工事等において「周知の埋蔵文化財包蔵地」は県へ届出を必要とする。
- 保護法の範囲ではないものの、「周知の埋蔵文化財包蔵地」における「近接地」についても、都留市の様式に基づく照会の書類の提出を開発事業者には依頼をしている。また、照会内容によって現地立会などを行っている。
- 現在、都留市が定める「近接地」の範囲は、過去の担当職員の裁量の元、包蔵地の300m内とし、一時は包蔵地の種類や地形に関わらず、300m範囲内をすべて立会対象地としてきた。
- 現在は、300m基準を考慮しつつ、本市における過去の調査結果におけるバックデータを活用し、過去に調査した箇所の結果によって立会を行うか判断を行っている。そうした調査状況や他自治体の「近接地」の範囲などを踏まえ、本市の設定基準は範囲指定が「広すぎる」と言える。そうした傾向が、開発事業者や事務職の業務負担を増やしている傾向は否めない。
- そのため、今後は、遺跡の分類（集落跡、住居跡、城館跡、散布地）や過去の出土状況を十分留意しつつ、市の基準としては「50m」を近接の範囲として設定し、埋蔵文化財包蔵地の事務手続きや、立会などの現地対応を行うものとする。

（参考）他自治体の「近接地」の設定について ※HPで確認できるもの、口頭確認

- 富士吉田市 おおむね1～200m
- 大月市 隣接しているところに限定
- 江戸川区 50m
- 新宿区 50m
- 豊田市 50m
- 刈谷市 50m
- 文京区 10m

①谷村城跡（都留市中央三丁目223番地）

都留市中央三丁目223番地において、日本生命都留事務所の新築工事を予定している。本地所は近世の遺構を備える「谷村城跡」の包蔵地内であり、5月23日（木）に試掘調査を行った。調査結果は、多量の焼土を伴う落込みや多量の染付の破片が出土した川砂が堆積した落込みが検出され、また、土師器、染付、陶器などの破片の出土状況から、平安時代から近世に及ぶ遺構が存在することが推定される。こうした結果を踏まえ、本地所については、本掘調査が必要であるとの結果となった。

これに伴い、地権者（日本生命）は内部協議のうえ、6月28日（金）の市教育委員会との打ち合わせを踏まえ、地権者と市の二者協定を締結し、市が調査を請け負う形での本掘調査を実施する運びとなった。

○スケジュール（想定）

8月半ば～8月末 発掘作業 → 9月以降 整理作業 → 12月末を目途に終了



図2 調査対象地



図7 No.1 試掘坑北側壁の焼土・炭化物出土状態



図3 谷村城下絵図

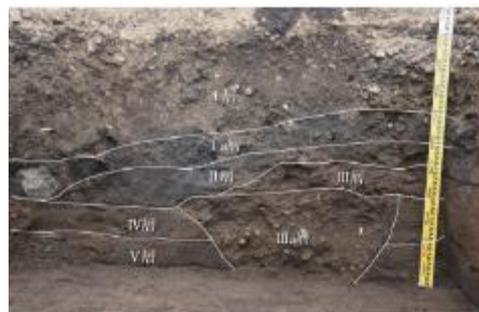


図9 No.2 試掘坑南側壁土層状態

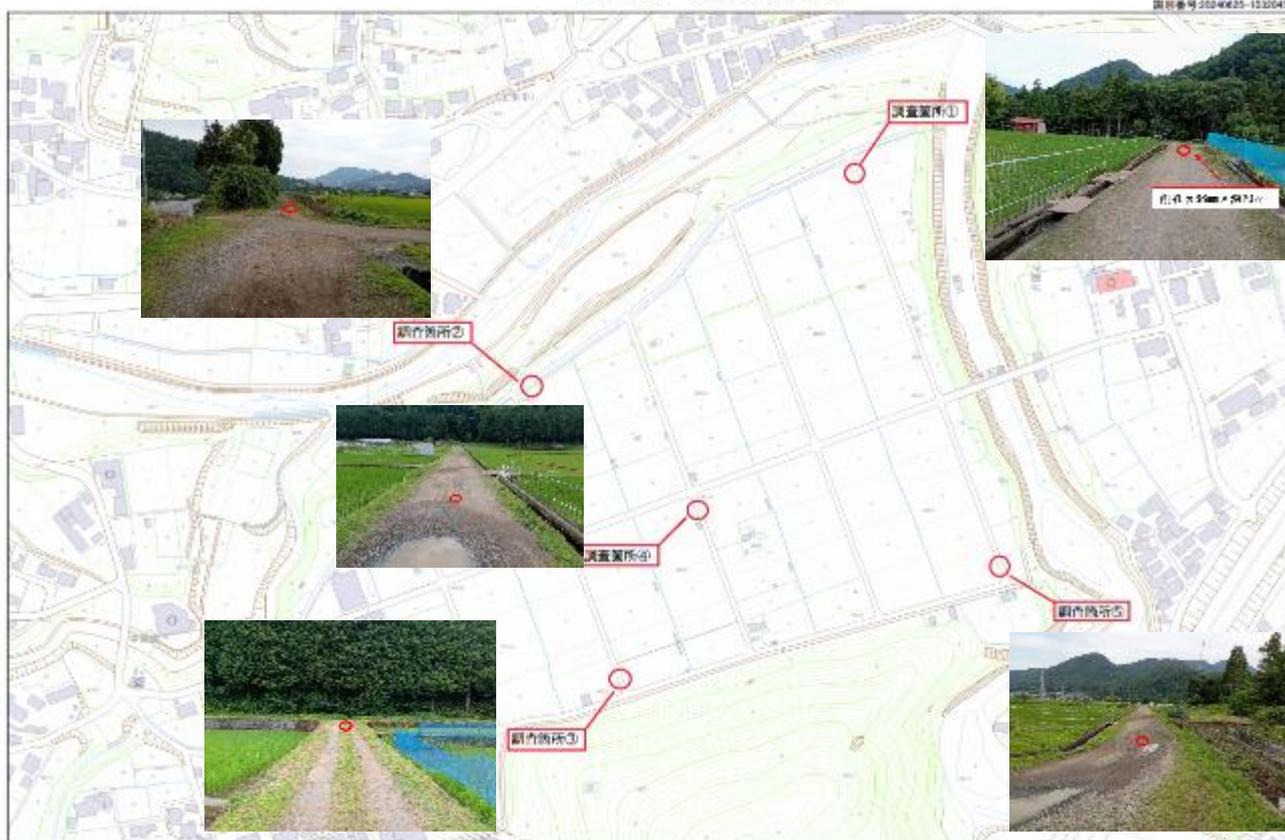


②厚原牛石地区における企業誘致事業

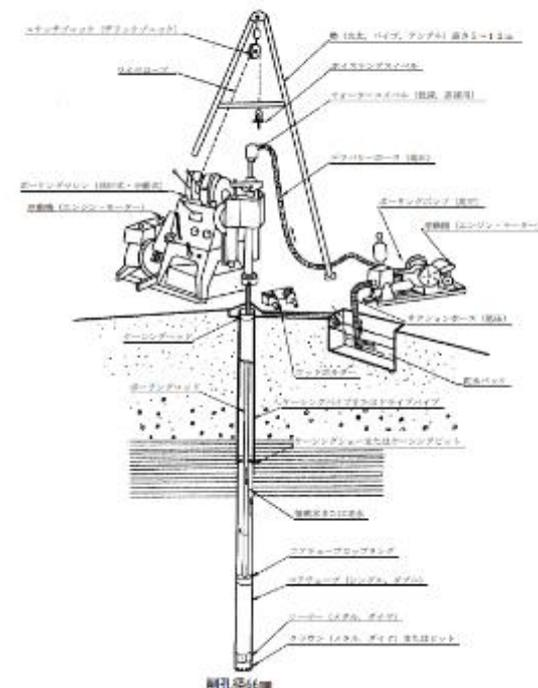
8月26日～10月11日までを期間として、開発の工事主体者である都留市土地開発公社において、地質調査(5箇所にて直径66mmを深さ20mまで削孔する)を実施。

なお、所管課において、前年度にはすべての地権者合意→土地購入を実施後、試掘調査を実施という方向に調整していたが、今年度においては、本事業のスケジュール間の設定の難しさから、地権者合意を得たところから五月雨に試掘に入ってもらいたい等、要望に変更がある。そのため、適宜所管課には、進捗状況について情報提供を行ってもらいたい旨伝えているところ。

位置図(ボーリング調査箇所)



地質調査施工概要図



参考：令和5年度所管課作成資料 一部修正

厚原牛石地区企業誘致に伴う試掘調査について

目的

大環状配石等の重要遺跡が発見され、用地取得しても企業誘致への利用が困難となる可能性があることから、事前に試掘調査を実施し**用地取得の是非を判断**する。

試掘方法

正規の試掘調査は対象区域全体で、数m四方の試掘坑を**均等に対象面積の10%**で開ける必要がある。しかし、本地区の多くは水田であり掘削によってマサを抜いてしまうことから、用地取得前に試掘することはできない。そのため、畑において試掘調査を実施する。

耕作状況

畑全体での試掘調査を計画していたが、冬季においても耕作している土地が多く、畑全体での調査に対する地権者協力は得られにくいものと考えられる。（特に貸している土地が多いため）

重要遺跡の把握

地権者協力が得られやすい作付け以外の場所での試掘が考えられるが、試掘調査はミニユンボ（幅1.5m）が必要となり、そこまで行くルートが確保できない。

また、相当程度の面積の試掘調査を実施しなければ**重要遺跡の判断が難しく、用地取得の是非を判断するという本来の目的が達成できない**可能性がある。

重要遺跡発見により企業誘致できなくなるのか再検討する

- ・事業の実施においては、遺跡の【現状保存】が前提となる。
- ・まずは試掘調査を行い遺跡の現状を確認し、遺跡が発見されるエリアと開発行為を行うエリアが重なる場合は、そのエリアにおいて本掘調査のうえ、【記録保存】とする。